

# 原発事故高裁「国に責任」

## 東電と同程度賠償地域も拡大

### 仙台判決

東京電力福島第一原発事故を巡り、福島県内の住民や避難者ら約3700人が国と東電に損害賠償などを求めた訴訟の判決が30日、仙台高裁であった。上田哲裁判長は一審に続き国と東電の責任を認め、約10億1千万円の賠償を命じた。国が被告となった原発事故の集団訴訟での二審判決は初

で、今後の各地の裁判に影響を与える可能性もある。▼28面〓国の姿勢批判 福島地裁での一審に続き、2002年に国の地震調査研究推進本部が公表した「長期評価」の信頼性が争われた。福島県沖で津波地震が起きる可能性を指摘したものだ。 今回の判決では「個々の

学者や民間団体の一見解とは格段に異なる重要な見解で、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見」と重視。公表当時、経済産業相がすぐに津波高の試算を東電に命じれば、津波の到来を予見できたとし、「規制当局に期待される役割を果たさなかった」と国の姿勢を批判。「規制

権限の不行使は国家賠償法の適用上違法」と指摘した。

また、国と東電が「喫緊の対策措置を講じることになつた場合の影響を恐れ、試算自体を避けようとした」とし、一審では国の責任を「(東電を)監督する第二次的なものにとどまる」としていたが、東電と同程度だとした。

賠償の地域は福島県会津地方や宮城県、栃木県の一部にも拡大され、対象人数も約2900人から約3550人に増えて、賠償額は一審の約5億円から倍増した。

(小手川太朗、飯島啓史)

# 今後の訴訟に影響も

## 原発事故高裁判決 国の態度批判

東京電力福島第一原発の事故から9年半余り。国が被告となった原発事故の集団訴訟で初となった高裁判決は30日、国の責任を認め、その姿勢を厳しく批判した。原告らは「潮目」と捉え、これから続く同種裁判への影響を期待する。

### ▼1面参照

「国と東電に完全に勝利した。後続の裁判に与える影響は大きい」。判決後、原告団の馬本木敏太郎弁護士は高裁の判断を評価した。福島第一原発事故での国の責任を巡っては、各地の地裁で判断が分かれてきた。判決が出た13地裁のうち、6地裁では福島県沖の津波地震の予見可能性を認めつつも、国が東電に安全対策を指示しても事故までに間に合わなかったなどとして、国に責任があるとは認めなかった。

予見可能性の根拠となった2002年の国の「長期評価」の信頼性が否定される役割を果たさなかった」と批判した。

### ■判決のポイント

- 地震の可能性などを指摘した2002年の国の「長期評価」は合理的根拠がある知見
- 東電の行動は新たな対策を極力回避し、先延ばしにしたいとの思惑のみが目立つ
- 経済産業相が東電に対策を講じさせれば、事故は防げた可能性があったのに役割を果たさなかった
- 経産相の規制権限の不行使は違法
- 東電の経済的な負担の大きさを恐れ、津波の試算結果が公になることを避けた
- 国は東電と同等の責任がある
- 一審で対象外だった福島県会津地方や宮城、栃木両県の一部にも賠償を広げた

「再び国を断罪」。高裁前で原告代理人らが旗を掲げると、外で待っていた原告らから拍手や喜びの声が上がった。

## 原告「政策見直しを」

原告団長の中島孝さん(64)は会見で「東電のみならず、国の責任までを完全に認めた」と笑顔を見せた。その上で「事故は終わ

ったと言われることが多くあったが、被害者たちは声にならない声を押し殺して生活している」と訴えた。

原告から約5キロの浪江町に住んでいた原告の紺野重秋さん(82)は「事故の影響は9年半が過ぎても続いている」と語り、紺野さんも医

生を訴える。町の中心部は避難指示が3年前に解除されたが、町に戻る人は「割程度にとどまり、紺野さんも医

療体制の不安から福島市で暮らす。「裁判で国の責任が明らかになった。事故を反省し、原発政策の見直しをもつて欲しい」と訴える。

一方、加藤勝信官房長官は会見で「今後の対応については関係省庁等において、判決内容を精査の上、適切に対応していくものと思ふ」と述べ、東電は「今後、判決内容を精査し、対応を検討してまいります」とのコメントを出した。

(飯島啓史)

また一審では認めなかった避難指示が解除された地域や原発から離れた福島県会津地方や宮城県、栃木県の原告にも賠償範囲が拡大し、賠償総額も約10億1千万円と倍増した。原告代理人の深谷拓弁護士は、昨年5月に高裁の裁判官が福島県内の被災地を視察したことを挙げ、「裁判官が実際に避難の生活実態を見て、原告の話を聞いたことの結果があった」と話した。

また一審では認めなかった避難指示が解除された地域や原発から離れた福島県会津地方や宮城県、栃木県の原告にも賠償範囲が拡大し、賠償総額も約10億1千万円と倍増した。原告代理人の深谷拓弁護士は、昨年5月に高裁の裁判官が福島県内の被災地を視察したことを挙げ、「裁判官が実際に避難の生活実態を見て、原告の話を聞いたことの結果があった」と話した。

また一審では認めなかった避難指示が解除された地域や原発から離れた福島県会津地方や宮城県、栃木県の原告にも賠償範囲が拡大し、賠償総額も約10億1千万円と倍増した。原告代理人の深谷拓弁護士は、昨年5月に高裁の裁判官が福島県内の被災地を視察したことを挙げ、「裁判官が実際に避難の生活実態を見て、原告の話を聞いたことの結果があった」と話した。

また一審では認めなかった避難指示が解除された地域や原発から離れた福島県会津地方や宮城県、栃木県の原告にも賠償範囲が拡大し、賠償総額も約10億1千万円と倍増した。原告代理人の深谷拓弁護士は、昨年5月に高裁の裁判官が福島県内の被災地を視察したことを挙げ、「裁判官が実際に避難の生活実態を見て、原告の話を聞いたことの結果があった」と話した。

また一審では認めなかった避難指示が解除された地域や原発から離れた福島県会津地方や宮城県、栃木県の原告にも賠償範囲が拡大し、賠償総額も約10億1千万円と倍増した。原告代理人の深谷拓弁護士は、昨年5月に高裁の裁判官が福島県内の被災地を視察したことを挙げ、「裁判官が実際に避難の生活実態を見て、原告の話を聞いたことの結果があった」と話した。

また一審では認めなかった避難指示が解除された地域や原発から離れた福島県会津地方や宮城県、栃木県の原告にも賠償範囲が拡大し、賠償総額も約10億1千万円と倍増した。原告代理人の深谷拓弁護士は、昨年5月に高裁の裁判官が福島県内の被災地を視察したことを挙げ、「裁判官が実際に避難の生活実態を見て、原告の話を聞いたことの結果があった」と話した。

(飯島啓史)